

保育所業務支援システム導入業務
公募型プロポーザル方式実施要領

1 趣旨

この要領は、当市に最も適した「保育業務支援システム」を導入し運用するために、その事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）の実施方法等について、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

保育所業務支援システム導入業務

(2) 業務内容

別紙「保育所業務支援システム導入業務仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

初期構築作業：契約日から令和6年12月31日まで

運用保守期間：令和7年1月1日から令和7年3月31日まで

※本サービスの利用期間は、令和6年11月1日から令和9年10月31日（36カ月）までを想定しているため、3年間は継続して利用が可能であること。

3 提案上限額

14,047,000円、ただし令和6年度は1,600,500円を上限とし、令和7年度及び令和8年度は各年4,818,000円を上限とし、令和9年度は2,810,500円を上限とする。※本項における金額は全て税込みとする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 参加表明書の提出時点で、当市の入札参加資格者名簿への登録申請が完了しており、契約締結日までに掲載されていること。
- (2) 工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱（平成5年5月20日中津川市決裁）に基づく指名停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定による暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他を含め使用していない者であること。また法人の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等との関与があると認められないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

- (7) 過去5年間において、他の地方公共団体（公設公営の保育所又は認定こども園）への保育所業務支援システムの導入実績があり、導入した自治体において、現在もそのシステムが利用されていること。

5 スケジュール

内容	日程
実施要領等の公開	令和6年6月26日（水）
参加表明書の提出期限	令和6年7月8日（月）
質問受付期限	令和6年7月8日（月）
質問に対する回答公表	令和6年7月17日（水）
企画提案書の提出期限	令和6年7月25日（木）
プレゼンテーション審査の実施	令和6年8月2日（金）
審査結果通知	令和6年8月中旬 予定
契約締結	令和6年8月下旬 予定

※日程については、当市の都合により変更する場合がある。

6 質問書の提出及び回答方法

(1) 質問方法

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式2）に要旨を簡潔にまとめ、担当課に電子メールにより提出すること。※送信後に必ず電話確認を行うこと。

メールアドレス：youji-e@city.nakatsugawa.lg.jp

(2) 質問書の提出期限

令和6年7月8日（月）午後3時（必着）

(3) 回答方法

質問の回答は、質問者を伏せた形で令和6年7月17日（水）までに中津川市ホームページに掲載する。ただし、質問の内容によっては事業者選定に公平性が保てない場合には回答しないこともあるものとする。

7 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、本実施要領及び仕様書を確認したうえで、次のとおり提出するものとする。

(1) 提出書類

[様式1]参加表明書兼誓約書

[様式3]事業者概要書（事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、従業員数、事業概要等が把握できるものがあれば、会社案内等を事業者概要書の提出に代えることができる。）

[様式4]業務実績調書

(2) 提出部数：各1部

(3) 提出期限：令和6年7月8日（月）午後5時（必着）

(4) 提出先：中津川市教育委員会事務局幼児教育課（にぎわいプラザ4階）

(5) 提出方法：持参または書留による郵送

(6) 本プロポーザル参加資格の確認

市は、参加表明書の提出を行った者を対象に、参加資格の要件を確認する。なお、要件に疑義がある場合は、説明又は追加資料の提出を求めることがある。

8 企画提案

企画提案を行う者は、次のとおり提出するものとする。

(1) 提出書類 ※A4判又はA3判（A3判は2ページとみなす。また片袖折りとすること。）

[任意様式]企画提案書（10ページ以内（表紙、目次も含む。）、両面印刷とする。）

- ・システムの概要（機能や特徴について）
- ・導入スケジュール案（初期システム設定、研修等について）
- ・運用保守
- ・個人情報保護対策 など

注）審査を公平かつ公正に実施するため、企画提案書及び見積書に事業所名を特定または、推測させるような記載はしないこと。後日、審査会の際に名乗っていただく仮社名を連絡する。

[任意様式]見積書

[任意様式]積算内訳書（必要となる経費の内訳を詳細に記載すること）

[様式6]中津川市 保育所業務支援システム機能要件

(2) 提出部数：9部（正本1部、副本8部）

正本1部には表紙を付け、社名、提案責任者を明示すること。

(3) 提出期限：令和6年7月25日（木）午後3時（必着）

(4) 提出先：中津川市教育委員会事務局幼児教育課（にぎわいプラザ4階）

(5) 提出方法：持参または書留による郵送

(6) 見積書及び積算内訳書について

①見積書

- ・実施要領「3 提案上限額」の内容を基に、見積額を算出すること。
- ・本業務遂行にあたり、必要な経費は全て計上すること。

②積算内訳書

- ・必要となる経費の内訳を詳細に記載すること。

9 プレゼンテーションの実施

企画提案書等について、次のとおりプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

(1) 開催日：令和6年8月2日（金）

(2) 場所：中津川市にぎわいプラザ（時間、会場等については別途通知）

(3) 説明者：1提案者3名まで

(4) 提案時間：1提案者55分以内（プレゼンテーション45分以内、質疑応答10分以内）

(5) 留意事項：

- ①プレゼンテーションは、提出された企画提案書等に基づいたものとし、市から特に求められた場合を除き、追加資料の配付は認めない。また、その方法は提案者の任意とし、電子機器を使用する場合は、市が別途用意をするプロジェクター及びスクリーンを除いて、提

案者において用意するものとする。

※電子機器を用いる場合は令和6年7月29日（月）午後3時までに連絡すること。

②企画提案書の提出を行った者（以下「提案者」という。）の数が4以上であった場合は、プレゼンテーション審査の対象をおおむね3以内の提案に限定する場合がある。この場合において、審査基準、書類選考の結果及び日程の変更等については、別途通知するものとする。

③提案者が1者であった場合においても、プレゼンテーション審査は実施するものとする。

10 審査

(1) 審査方法

市が設置する「保育所業務支援システム導入業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、下記に定める「審査基準」に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、選定する。

①評価の合計点が最も高い提案者を契約の候補者とし、第2位の者を次点の候補者とする。

②合計点が同点となった場合は、次のとおり契約候補者として選定する。

(ア) 評価項目に最低点数の評価が少ない者。

(イ) 評価項目の最低点数の項目数も同じ場合には、審査委員会にて候補者を決定する。

(2) 審査基準

① 企画提案に対する審査項目及び審査内容は、次のとおりとする。

	審査項目	審査内容	配点
1	導入実績	・ 保育業務支援システム導入は、十分な実績を有しているか。	15
2	情報セキュリティ対策	・ 情報セキュリティ対策は十分か ・ 個人情報を漏えいしないための技術的な措置は十分か。	5
3	デザイン・操作性	・ 利用者が誰もが使いやすいシステムとなっているか。 ・ 利用者がわかりやすい画面表示になっているか。	15
4	園児情報管理機能	・ 園児情報は、情報の取込・検索・閲覧、年度末に行う情報更新（新入園児の登録、職員の異動）が容易であるか。	5
5	登降園管理機能	・ 登降園の際にスムーズに打刻ができるか。 ・ 打刻の方法は複数用意されているか。 ・ 職員は登降園の状況を一覧で確認できるか。 ・ 登降園時の入力漏れや修正等による変更入力等が容易であるか。	10
6	保護者機能	・ 保護者が欠席・遅刻等の連絡が容易にできるか。 ・ 保護者機能より、申請した情報の申請状況（確認中・確認済等）がわかるようになっているか。 ・ 保護者からの連絡情報が一覧表示され、わかりやすく内容を把握することができるか。 ・ 園側からの情報配信が容易であり、保護者が配信内容を見やすく工夫されているか。	10

		・園の行事予定がカレンダー等で見やすく表示されているか。	
7	帳票管理機能	・本市の実情にあった帳票に対応できるか。 ・各帳票の様式は任意に変更することができるか。 ・どの職員でも帳票入力が容易であり、利用者の負担軽減に配慮しているか。 ・同じ情報を何度も入力しなくてもよいため工夫がされているか。	10
8	サポート・保守体制操作研修	・定期的にデータバックアップを行っているか。 ・サービス提供時間は24時間365日であるか。 ・操作方法を目的とした研修を適切に実施することができるか。	5
9	機能要件	・機能要件書（様式6）の要件をどの程度満たしているか。	20
10	費用	・妥当な価格であるか。（事業上限額14,047,000千円） ・ランニングコストは優れているか。	5
合計点			100

② 審査の配点は、次の5段階の基準に基づき行うものとする。

(1)	内容等が特に優れている。	配点×1.0
(2)	内容等が優れている。	配点×0.8
(3)	内容等が普通である。	配点×0.6
(4)	内容等がやや不十分である。	配点×0.4
(5)	内容等が不十分である。	配点×0.2

③ 審査委員会の採点の合計が総合計点の6割に満たない提案をした者は、評価の合計点が最も高い場合であっても契約の候補者とししないものとする。

(3) 審査結果

審査結果は、令和6年8月中旬に、すべての提案者に対し、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に通知するものとする。なお、審査結果等についての問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

1.1 契約の締結

- (1) 審査結果の通知後、速やかに契約の候補者と業務の委託契約の締結について交渉を行うものとする。原則として企画提案書に記載された事項を基に仕様を定めるものとし、具体的な内容については、協議調整の上、決定する。
- (2) 契約の候補者との業務の委託契約の締結がやむを得ない理由により不調となった場合は、次点の候補者と前号の例により業務の委託契約の締結を行う。この場合において、業務の受託準備の為に要した費用は保証しない。

1.2 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。

- (2) 提出された書類の追加、修正及び再提出は認めない。
- (3) 提出された書類は、審査等において必要な場合は複写をすることがある。
- (4) 提出された書類は、契約の候補者の選定にのみ使用するものとし、公表しない。

1 3 無効事項等

- (1) 提出書類が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
 - ①提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
 - ②指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
 - ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (2) 本プロポーザルへの参加を申し込んだ者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ①提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ②審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ③他の参加申込者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - ④上記「4 参加資格」を満たさない事由が生じた場合
 - ⑤その他、中津川市が指示した事項に違反又は従わなかった場合

1 4 その他留意事項

- (1) 提案に要する費用は、本プロポーザルに参加した者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルへの参加を申し込んだ後、参加を辞退する場合は令和6年7月29日(月)までに保育所業務支援システム導入業務プロポーザル参加辞退届(様式5)を提出しなければならない。

1 5 担当連絡先

中津川市教育委員会事務局 幼児教育課 (にぎわいプラザ4階)

担当：石原

住所：〒508-0032

岐阜県中津川市栄町1番1号

電話番号：0573-66-1111 (内線4222)

FAX：0573-65-3338

E-Mail：youji-e@city.nakatsugawa.lg.jp